

新型コロナウイルス問題

弁護士による無料電話法律相談（ホットライン）

第二東京弁護士会

第二東京弁護士会では、新型コロナウイルス問題に関連する悩みや困りごとをお持ちの皆さまのために、無料電話相談を行っています（ただし、受付時の通話料はご負担いただきます）。是非ご利用ください。

例えば・・・

- ・ 子ども在宅や感染不安、体調不良を理由に会社を休む場合、有給を使うしかありませんか。
- ・ 客足減少や感染予防を理由に従業員に自宅待機を指示する場合、賃金もしくは休業手当を支払わねばなりませんか。
- ・ 会社や経営者として、社内で罹患者やその恐れがある者が発生した場合等、従業員にどのような配慮をすればよいですか。
- ・ イベント中止に伴う損失は、誰が負担すべきでしょうか。
- ・ 予定通りイベントが実施されるものの、感染のおそれを懸念して参加自粛する場合、予約金やチケット代は払い戻してもらえますか。
- ・ 不安をあおる悪徳商法で詐欺被害を受けました。
- ・ 営業不振や業績悪化で経営の維持が苦しくなりました。
- ・ 罹患や風評被害により、いじめや差別を受けています。

[予約電話番号] 03-5312-2818

(第二東京弁護士会 四谷法律相談センター受付番号)

[予約受付時間] 月～金 10:00～18:00 (土日及び休日は休みです)

[相談方法] 弁護士から折り返しお電話をおかけしてご相談を受けるコールバック方式となります。

まず、予約電話番号にお電話いただき、受付担当者に「**新型コロナウイルス問題相談**」を希望する旨をお伝えください。お電話を受けた受付担当者から、相談担当弁護士からお電話を差し上げる日時について、お伝えいたします。

(受付担当者は、弁護士ではございません。具体的なご相談までは出来ませんのでご了承ください。)

受付担当者からお伝えした日時に、弁護士からご相談者にお電話させていただき（コールバック）、無料で電話による30

分程度のご相談に応じます。

電話相談の際、簡単なアンケートにお答えいただきます。今後の弁護士会の活動の参考資料とさせていただくもので、ご協力ください。

※ かかりにくい場合は、時間をおいて、再度お電話ください。ご迷惑おかけします。

※ なお、四谷法律相談センターの面接相談は、3月2日（月）により14日（土）まで休止します。16日（月）以降の予定については、決まり次第、当会ホームページ上にてお知らせいたします。